

野田市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年3月8日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所会議室511・512に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 青木進	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第3回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立してい

ることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

5番 筑井 正 委員

7番 齊藤 和夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,000平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は植木の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準については、第5号の下限面積要件は申請地を含めて50アール以上の農地となるため満たしています。

令和3年2月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井班長 今月は2班が担当で、3月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、2番、議案第2号申請番号1番、2番、議案第3号申請番号5番から8番については宇佐見委員、議案第1号申請番号3番から5番、議案第2号申請番号3番、議案第3号申請番号1番から4番、9番から13番については染谷委員が、ご報告します。

そして、議案第1号申請番号1番と5番の譲受人は市外農家ですが、1番については申請が3度目で拡張による隣の農地の売買で前回と同じ内容なのと、5番については実家が船形で耕作も船形で行っているので出席不要としました。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について宇佐見委員から報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の畑1筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で990平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、高齢により農業経営を廃業するため、譲受人の申請理由は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年2月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号2番について報告します。

申請地は、宮崎新田字下坪の畑3筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で892平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は相続で取得したが、自宅から遠く通作困難であるため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準については、第5号の下限面積要件は申請地を含めて50アール以上の農地となるため満たしています。

令和3年2月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字上ノ井の畑1筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1,890平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営をしていないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年2月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号4番について報告します。

申請地は、船形字昭和上和と昭和中の畑3筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で1,963平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年2月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号5番について報告します。

申請地は、中里字阿部島の田1筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で780平方メートルとなっております。

転用の目的は、車両置場用地です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部砂利がある農地でした。

計画内容は、埋立て等は行わず、車両置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスが設置済みとなっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から申請番号3番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で206平方メートルとなっております。

転用の目的は、駐車場用地です。

令和3年2月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、再生砕石敷きし一部は芝生敷きし、駐車場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、敷地を杭とロープで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で509平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅及び公衆用道路用地です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅等の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、埋立て等は行わず、整地のみで専用住宅を建設する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を使用し、排水は合併浄化槽及び蒸発散装置を設置し処理します。

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀とフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で191平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、浸透性アスファルト舗装して、駐車場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲へ雨水が流出しないようブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から7ページの申請番号13番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で180.37平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅等の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、ゆるやかに傾斜している地形のため盛土を行い、専用住宅を建設する計画となっております。

雨水は敷地内浸透になります

給排水関係は、給水は上水道を使用し、排水は合併浄化槽を設置し側溝に排水します。

周辺農地への被害防除対策は、50 センチ以上離して盛土する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンの審査結果書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,229 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 2 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅等の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていた農地でした。

計画内容は、造成・整地は行わず、太陽光発電施設を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2,102平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年2月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、砂利敷し、車両置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲をフェンスで囲み、土砂流出防止対策として土のう袋を備蓄する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で1,262平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、転圧して碎石を敷き、車両置場をする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は単管パイプで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については区域外となります。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で760平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年2月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、造成・整地は行わず、太陽光発電施設を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で239.96平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅用地です。

令和3年2月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、造成工事は行わず専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を利用し、排水は合併浄化槽を通して側溝に放流になります。

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界から空きを3メートル以上確保し、土砂流出については、土留めを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資内諾書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

—換気のため10分休憩—

議長 申請番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で3,853平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場です。
令和3年2月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、造成工事はなく、資材置場を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番、10番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号9番、10番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で1,774平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号9番、10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅等の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、除草シート、砕石を敷き太陽光発電施設を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番から13番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号11番から13番についてご説明いたします。

6ページ・7ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2,871平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設です。

令和3年2月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 申請番号11番から13番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、太陽光発電施設を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和59年12月12日以前より宅地として利用し現在に

至っております。

昭和 59 年 12 月 12 日撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

なお、本案の「中間管理」は議案第 6 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明いたします。

9 ページから 15 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 2 月 26 日付けで、令和 2 年度第 10 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5 年の賃借権設定が田 3 筆で 5,673 平方メートル、畑 62 筆で 66,520 平方メートル、5 年の使用賃借権設定が畑 6 筆で 4,248 平方メートル、10 年の賃借権設定が畑 6 筆で 6,162 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に 16 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、5 年の賃借権設定が田 1 筆で 949 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号についてご説明いたします。

17 ページ 18 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 2 月 22 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

5 年の賃借権設定が田 1 筆で 949 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬能委員 14 ページ 67 番、地積面積が 9,360 平方メートルで、賃借料が 1,170 円ですが、ちょっと桁が違うか、面積が違うのか何か、間違ってますか。

事務局 農政課に確認しました。

面積と単価が逆になっております。

面積が 1,170 平方メートルで賃借料が 9,360 円です。

訂正をお願いします。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号及び議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 5 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、1 件受理しております。

次に 2 ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に3ページから5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、10件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借権設定契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が3件ありました。

以上です。

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっており、委員が現地調査を行っておりますので、番号1番と2番は調査にあたった染谷委員より、3番は後藤推進委員より報告をお願いします。

染谷委員 番号1番について報告します。

去る令和3年1月6日に私と瀬能推進委員、岡田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅敷地の一部となっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

続いて番号2番について報告します。

令和3年1月6日に私と筑井委員、石山幹雄委員、吉岡委員、石塚委員、宇佐見委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

照会地は、平成元年10月19日付けで違反転用事案として千葉県に報告し、平成元年10月21日付けで千葉県知事より利用中止の文書勧告が行われています。

現況は車両置場として使用されているため、非農地であるとの結論となりましたが、千葉県と協議した結果、違反指導中である旨を明示し、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

後藤推進委員 番号3番について報告します。

去る令和3年1月6日に私と古谷委員、知久推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、集会場敷地となっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載の

とおり返答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤委員 1時から運営委員会を開催いたしました。

協議内容については、空き家農家住宅の情報収集ということで、空き家の農家住宅を各委員に情報提供をいただくということでありまして、住宅地図にこの辺の、この家が空いてそうだよというだけの情報にとどめていただきたいという内容でございまして、詳しくは、これから開催されます合同会議で協議したいと思います。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時36分)